

第 1 2 回特別弔慰金に係る請求・相談受付日のご案内（安塚区）

窓口が混雑しないよう、お住まいの町内会・自治会ごとに請求・相談受付日を割り振らせていただきました。

相談時間の目安は、1 時間程度を見込んでいます。

ご案内の日で都合がつかない場合は、別の相談日にお越しいただいても構いません。

本通知を受けられましたら、事前に来所予約（電話又はメール）をお願いします。ご予約のない場合は、待ち時間が長くなる場合と当日対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 安塚区総合事務所におけるお問い合わせ先

窓 口 市民生活・福祉グループ 福祉班 担当：大島、春谷

住 所 上越市安塚区安塚 7 2 2 - 3

電 話 0 2 5 - 5 9 2 - 2 0 0 3

E. mail yasuzuka-shimin.fukushi.g@city.joetsu.lg.jp

※ 次の場所でも相談を受け付けています。

上越市役所木田庁舎 1 階市民ホール 特別弔慰金特設請求相談窓口

詳しくは上越市福祉課 0 2 5 - 5 2 6 - 5 1 1 1 (代表) にお問い合わせください。

○ 町内会・自治会別請求・相談受付について

(1) 期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 8 月 7 日（木）まで

※ ご案内の期間の終了後（令和 7 年 8 月 7 日以降）も、随時受け付けます。
請求期限は令和 1 0 年 3 月 3 1 日までです（土日祝日は閉庁）。

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時まで

※ 請求に必要な戸籍等の交付可能時間を考慮し、受付終了は午後 4 時とさせていただきます。

(3) 町内会・自治会別、請求・相談受付日

請求相談日	対象町内会・自治会
7 月 1 日(火)	安塚
7 月 2 日(水)	安塚
7 月 3 日(木)	安塚
7 月 4 日(金)	安塚
7 月 7 日(月)	安塚
7 月 8 日(火)	牧野、上方
7 月 9 日(水)	本郷
7 月 1 0 日(木)	石橋、板尾
7 月 1 1 日(金)	松崎
7 月 1 4 日(月)	松崎
7 月 1 5 日(火)	坊金、細野
7 月 1 6 日(水)	和田、行野
7 月 1 7 日(木)	大原
7 月 1 8 日(金)	小黒

請求相談日	対象町内会・自治会
7 月 2 2 日(火)	切越、菅沼、朴の木
7 月 2 3 日(水)	樽田、円平坊
7 月 2 4 日(木)	二本木
7 月 2 5 日(金)	高沢
7 月 2 8 日(月)	信濃坂
7 月 2 9 日(火)	真萩平
7 月 3 0 日(水)	須川
7 月 3 1 日(木)	須川
8 月 1 日(金)	上船倉、樽田川
8 月 4 日(月)	予備日
8 月 5 日(火)	予備日
8 月 6 日(水)	予備日
8 月 7 日(木)	予備日